

保護者の皆様へ（休所期間の延長について）

令和2年4月8日（水）に、清水町内において新型コロナウイルス感染陽性患者が確認されましたことを受けまして、感染症拡大防止の観点から、町立保育所におきましては、令和2年4月19日（日）まで、原則休所することといたしましたが、町内での感染状況が不明な中で再開をすることが困難なことから、休所期間を、令和2年5月6日（水）まで延長することといたしましたので、ご理解の上、引き続き家庭での保育をお願いいたします。

ただし、社会機能の維持にかかわる仕事（医療業務従事者、警察等治安維持業務従事者、社会福祉業務従事者、生活インフラ（輸送含む。）従事者）の方や、特別な事情がありご家庭での保育が困難な方については、保育を実施いたしますので、在籍する保育所にご相談ください。

なお、休所期間につきましては、その後の感染状況を踏まえ、変更する場合もございます。

保護者の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年4月13日

清水町長

清水町教育委員会

令和2年4月13日

しいの木保育園

施設長 名倉義夫

電話 055-933-4123

FAX 055-933-4125